

第614回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和7年6月18日（水）

午後2時から

場所：茨城県三の丸庁舎1階共用会議室C

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 10名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員

委員

5 議 題

第1号議案 さけ特別採捕許可について（協議）

6 報告事項

（1）茨城県内水面漁業調整規則の一部改正について

（2）令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会総会の結果について

（3）茨城県におけるアユの調査報告

7 そ の 他

8 閉 会

さけ特別採捕許可取扱方針

(昭和53年9月18日 制定)

改正 令和3年7月13日

(趣 旨)

第1 茨城県の内水面にそ上したさけについて、人工ふ化放流事業を実施するため、特別採捕を行う場合の許可の取扱いに関しては、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号、以下「規則」という。）の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

(適用範囲)

第2 この方針は、久慈川、那珂川及び鬼怒川に適用する。

(許可の基準)

第3 特別採捕は、第2に掲げる河川において人工ふ化放流を実施する漁業協同組合に対し許可する。

(採捕数量)

第4 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して別途定める。

- (1) 人工ふ化の能力
- (2) 前年度の採捕数量及びふ化放流数量
- (3) 茨城県の人工ふ化放流計画
- (4) 漁場の利用状況

(採捕区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、許可の対象者が免許を受けている共同漁業権区域の範囲とし、漁具漁法ごとに別途定める。

(採捕の期間)

第6 特別採捕により採捕できる期間は、漁具漁法ごとに別途定める。

(採捕を行う漁具漁法)

第7 特別採捕を行う漁具漁法は、次に掲げる表のとおりとし、建網を主漁具、その他の漁具漁法を附帯漁具とする。また、使用統数については、別途定める。

漁 法	漁 具
建 網	建 網

さ し 網	流 し 網（かさねさし網を除く。） 固定式さし網（同上）
おとり網	おとり網（堀づりを含む。）
船びき網	いくり網
地びき網	地びき網
かぶせ網	投 網
つ り	友 釣（堀づりを含む。）

（採捕従事者）

第8 第3に定める許可の対象者が、特別採捕に従事する者を選定する場合は、許可の対象者の組合員のうち特別採捕が円滑に実施できる範囲の員数であって、かつ規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。

（許可の申請）

第9 特別採捕の許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕区域図
- (2) 採捕及び人工ふ化放流事業計画
- (3) その他知事が必要と認める書類

（制限又は条件）

第10 特別採捕の許可に際しては、次の制限又は条件を付けるものとする。

- (1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。
- (2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表（別記様式1）及びさけ稚魚放流実績表（別記様式2）を知事に提出しなければならない。
- (3) 許可を受けた者は、漁法別採捕責任者及び地区別漁具別廃魚責任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。
- (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票（別記様式3）を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。
- (5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。
- (6) 建網を設置する場合には、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。（鬼怒川にあっては、これによらず、「建網を設置する場合には、さけ以外の遡河性水産動物の往来を妨げないように建網を管理しなければならない。」とする。）
- (7) 建網、おとり網、地びき網及び友釣りにより採捕する場合には、別記様式4の標旗を掲げ、流し網、固定式さし網及びいくり網により採捕する場合には、別記様式5のゼッケンを着用しなければならない。ただし、流し網及び固定式さし網にあっては、前記ゼッケンのほか別記様式6の浮標（ボンデン）を流し網または固定式さし網の浮

子網の片端に付けなければならない。

(8) 固定式さし網設置中は常時従事者一人以上を配置し、揚網に備えなければならない。

(9) 増水等の事由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。

(10) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した別記様式7の採捕従事者証を交付しなければならない。

(11) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(10)の採捕従事者証を携帯しなければならない。

(12) 採捕従事者証は採捕従事者以外の者に貸与してはならない。

(13) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。

(廃魚の処理)

第11 廃魚として扱い得るものは、次に掲げるものに限る。

(1) 採卵採精後のもの

(2) 採捕時若しくは蓄養中に死亡状態にあり、人工ふ化に供することができないもの

(3) 雄が多すぎて人工ふ化に供する必要がないもの

(4) 採捕後未熟魚と認めたもの

第12 第11の規定に基づき廃魚として扱う場合は、特別採捕の円滑な実施を図るため、特別採捕の許可を受けた者は、地区別漁具別廃魚責任者を指名し、その者に廃魚の認定を行わしめるものとする。

(報 告)

第13 規則第41条第5項に基づく報告は、第10の(2)及び(4)に定める調査表等の提出により行うものとする。

(違反者に対する措置)

第14 特別採捕に違反した者に対しては、規則に定めるもののほか、次の措置を行う。

採捕従事者にあつては、違反の日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者から除外する。

また、悪質な違反の場合は、次年度の採捕について採捕従事者として認めない。

(委 任)

第15 この方針の施行に関し、必要な事項は要領で定める。

附 則

1 この方針は、昭和53年9月18日から施行する。

2 次の方針は廃止する。

那珂川さけ特別採捕許可に関する取扱方針（昭和52年9月19日制定）

昭和52年度さけ特別採捕許可に関する取扱方針（昭和52年8月23日制定）

附 則

この方針は、昭和54年9月10日から施行する。

附 則

この方針は、昭和56年 8 月28日から施行する。

附 則

この方針は、昭和57年 8 月27日から施行する。

附 則

この方針は、昭和58年 8 月18日から施行する。

附 則

この方針は、昭和59年 8 月23日から施行する。

附 則

この方針は、平成 4 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 8 年 8 月28日から施行する。

附 則

この方針は、平成10年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成11年 8 月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成13年 8 月31日から施行する。

附 則

この方針は、平成15年 8 月28日から施行する。

附 則

この方針は、平成19年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この方針は、平成23年 7 月29日から施行する。

附 則

この方針は、平成26年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年 7 月16日から施行する。

附 則

この方針は、令和 3 年 7 月13日から施行する。

令和7年度さけ特別採捕許可要領（案）

（趣 旨）

第1 この要領は、令和7年度さけ人工ふ化放流事業について、さけの特別採捕許可取扱方針（昭和53年9月18日制定。以下「方針」という。）の運用上必要な事項を定めるものとする。

（許可の対象者）

第2 方針第3に定める許可の対象者は、次のとおりとする。

河 川 名	許 可 の 対 象
久 慈 川	久慈川漁業協同組合
那 珂 川	那珂川及び 那珂川第一漁業協同組合 (共同申請した場合に限る。以下同じ。)

（採捕数量）

第3 方針第4に定める特別採捕により採捕できる数量は、次のとおりとする。

許 可 の 対 象 者	採 捕 数 量
久慈川漁業協同組合	10,000尾
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	30,000尾

（採捕区域）

第4 方針第5に定める採捕区域は、次のとおりとする。

許可の対象者	漁具漁法	採 捕 区 域
久慈川漁業協同組合	建 網	常陸太田市下河合町地先の久慈川及び常陸太田市落合町地先の里川。
	おとり網	常陸大宮市小貫地先から常陸太田市小島町地先までの間の久慈川及び常陸太田市里野宮町地先から同市落合町地先までの間の里川。ただし、里川に設置できるおとり網は1ヵ統に限る。
	投 網	建網及びおとり網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。
	流 し 網 (かさねさし網は除く。)	日立市留町地先茨城港日立港区第5埠頭水門と那珂郡東海村豊岡地先の下流側樋門とを結んだ線から上流の常陸太田市堅磐町地先の久慈川本流と支流里川との合流点に至る間の久慈川。

許可の対象者	漁具漁法	採 捕 区 域
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	建 網	常陸大宮市野田地先の那珂川。
	投 網	建網の設置場所から下流50メートルまでの間の区域。
	流 し 網 (かさねさし網を除く。)	ひたちなか市と東茨城郡大洗町との間に架設された海門橋上流端から那珂市と東茨城郡城里町との間に架設された千代橋下流端に至る那珂川。
	い く り 網 (かさね網を除く。)	ひたちなか市と水戸市との間に架設された湊大橋上流端から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。
	お と り 網	水戸市飯富町及び同市下国井町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。
	友 釣 り	東茨城郡城里町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。 ただし、建網設置場所から下流 1,000メートルの間の区域を除く。

(採捕期間及び使用漁具の統数)

第5 方針第6及び第7に定める採捕期間と使用漁具の統数は次のとおりとする。

許可の対象者	使 用 漁 具	統 数	採 捕 期 間
久慈川漁業協同組合	建 網	2以内	10月 1日から 12月25日まで
	お と り 網	13以内	9月20日から
	投 網	15以内	12月25日まで
	流 し 網 (かさねさし網は除く。)	7以内	10月 1日から 11月10日まで
那珂川及び那珂川第一漁業協同組合	建 網	1以内	9月20日から
	投 網	2以内	12月25日まで
	流 し 網 (かさねさし網は除く。)	70以内	9月20日から 10月31日まで
	い く り 網 (かさね網は除く。)	44以内	9月20日から 11月30日まで
	お と り 網 (堀づりを含む。)	35以内	10月10日から 12月25日まで
	友 釣 り (堀づりを含む。)	7以内	10月10日から 12月25日まで

（申請書の添付書類）

第6 方針第9に定める「その他知事が必要と認める書類」は次に掲げる書類とする。

- （1）共同申請にあつては、代表者選定届
- （2）共同申請にあつては、共同事業（採捕）を行うことを証する書面
- （3）採捕従事者が自己所有船以外の船を使用して採捕に従事する場合は、当該船の使用承諾を証する書面

（標 旗 等）

第7 方針第10の（7）に定める標旗又はゼッケン及び浮標（ボンデン）は知事が指定する団体が許可受有者に貸与する。

（保管義務）

第8 第7により貸与された標旗又はゼッケン及び浮標（ボンデン）は、それぞれの許可の対象者が適切に保管するものとする。

さけ人工ふ化放流事業に係る計画及び実績

(1) 令和7年度さけふ化放流計画

親魚捕獲及び 稚魚放流河川	漁協名	採卵数 (千粒)	放流数 (千尾)
久慈川	久慈川漁協	1,000	800
那珂川	那珂川漁協及び 那珂川第一漁協	813	569
鬼怒川	鬼怒小貝漁協	-	※ -
合 計		1,813	1,369

※ 北海道からの移入卵を確保できた場合、ふ化放流を行う。

(2) さけ稚魚放流・親魚捕獲実績

		R2	R3	R4	R5	R6
稚 魚 放流数 (千尾)	久慈川	100	4	107	101	0
	那珂川	142	39	118	137	0
	鬼怒川	250	60	103	93	4
	合計	492	103	328	329	4
親 魚 捕獲数 (尾)	久慈川	349	24	31	4	3
	那珂川	3,873	701	290	87	12
	鬼怒川	715	164	91	29	11
	河川計	4,937	889	412	120	26
	沿岸計	55	13	0	0	0
	合計	4,992	902	412	120	26

旬別サケ採捕尾数の推移

単位:尾

(旬別データ)		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
久慈川	9月中旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下旬	128	0	0	4	0	0	0	0	0
	10月上旬	358	22	0	13	0	7	0	1	0
	中旬	380	288	317	0	0	9	0	0	0
	下旬	466	214	1326	11	54	7	12	0	3
	11月上旬	568	7	712	4	52	0	3	3	0
	中旬	216	211	428	3	163	1	16	0	0
	下旬	138	70	0	2	80	0	0	0	0
	12月上旬	0	75	0	9	0	0	0	0	0
	中旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0

那珂川	9月中旬	4	7	10	2	2	0	0	0	0
	下旬	308	196	37	5	11	1	2	0	0
	10月上旬	821	1212	903	41	48	1	13	0	0
	中旬	2,209	3,856	1,490	513	279	55	88	5	1
	下旬	5,020	12,896	11,419	1,889	932	200	109	36	5
	11月上旬	9,852	8,580	6,588	1,627	927	262	54	21	2
	中旬	3,216	1,564	3,352	707	1190	167	18	16	2
	下旬	1,092	1,230	1,282	251	567	15	6	9	2
	12月上旬	0	0	0	30	24	0	0	0	0
	中旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0

鬼怒川	9月中旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10月上旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下旬	0	0	0	0	0	0	5	0	0
	11月上旬	438	0	719	0	343	41	24	4	0
	中旬	921	383	542	54	351	76	42	10	4
	下旬	565	421	295	51	21	40	20	15	7
	12月上旬	0	118	0	42	0	0	0	0	0
	中旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下旬	0	0	0	0	0	0	0	0	0

茨城県内水面漁業調整規則の一部改正の概要

1 規則の趣旨

漁業法（昭和24年法律第267号）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、本県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とするもの

2 改正の内容及び理由

(1) 保護水面の区域表記の改正（緯度経度表記の追加）（第31条の改正）

衛星測位及び地理情報システムの技術の発達により、緯度経度の情報を容易に得られるようになったことを踏まえ、第31条に定める保護水面の区域の位置を明確にし、より適切な取締を行うことができるようにするため、基点の緯度経度を測量によって明らかにし、表記について必要な改正を行う。

(2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（第48条第1項の改正）

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものであるため、当該改正に伴い、関係条文を改正する。

(3) 文言の適正化（第48条第1項及び第49条の改正）

両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化する。

3 施行日

公布の日から施行する。ただし、第48条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び当該改正に係る経過措置の規定は、令和7年6月1日から施行する。

茨城県内水面漁業調整規則（令和2年規則第74号）新旧対照表

改正案		現行
○茨城県内水面漁業調整規則 令和2年11月12日 茨城県規則第74号 第1条～第30条（略） （保護水面における採捕の禁止） 第31条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。		○茨城県内水面漁業調整規則 令和2年11月12日 茨城県規則第74号 第1条～第30条（略） （保護水面における採捕の禁止） 第31条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。
河川名	区域	期間
久慈川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 常陸大宮市岩崎字寺下1529番3の地先に設置した標柱（北緯36度35分19秒東経140度24分48秒の点）	9月20日から 11月30日まで
	基点2 常陸大宮市辰の口字下川原2074番2に設置した標柱（北緯36度35分16秒東経14	

	<u>0度24分56秒の点)</u> 基点3 常陸大宮市岩崎字東坪川原1646番に設置した標柱 (北緯36度36分7秒東経140度25分16秒の点) 基点4 常陸大宮市照山字境沢118番1の地先に設置した標柱 (北緯36度36分9秒東経140度25分23秒の点)		
鬼怒川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 結城市大字山王字中河原980番の2地先の鬼怒川本流右岸鬼怒川大橋基部下流端 (北緯36度14分22秒東経139度53分57秒の点) 基点2 筑西市関本下字前浜1091番の1地先の鬼怒川本流左岸鬼怒川大橋基部下流端 (北緯36度14分33秒東経139度54分18秒の点) 基点3 結城市久保田字新田79番の1地先の鬼怒川本流右岸栄橋基部下流端 (北緯36度16分43秒東経139度54分18秒の点) 基点4 筑西市船玉字川端73番の6地先の鬼怒川本流左岸栄橋基部下流端 (北緯36度16分36秒東経139度54分28秒の点)	鬼怒川	基点3 常陸大宮市岩崎字東坪川原1646番に設置した標柱 基点4 常陸大宮市照山字境沢118番1の地先に設置した標柱 次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 結城市大字山王字中河原980番の2地先の鬼怒川本流右岸鬼怒川大橋基部下流端 基点2 筑西市関本下字前浜1091番の1地先の鬼怒川本流左岸鬼怒川大橋基部下流端 基点3 結城市久保田字新田79番の1地先の鬼怒川本流右岸栄橋基部下流端 基点4 筑西市船玉字川端73番の6地先の鬼怒川本流左岸栄橋基部下流端

第32条～第47条 (略) 第48条 次の各号のいずれかに該当する場合は、6月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第30条第1項、第31条から第39条まで又は第40条第1項の規定に違反したとき。 (2) 第30条第13項において準用する第13条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反したとき。 (3) 第22条第1項（第30条第13項において準用する場合を含む。）、第30条第13項において準用する第21条第2項、第40条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 (略) 第49条 第24条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）又は第30条第10項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。 第50条・第51条 (略) 別記様式 (略)	第32条～第47条 (略) 第48条 次の各号のいずれかに該当する場合は、6月以下の<u>懲役</u>若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 (1) 第30条第1項、第31条から第39条まで又は第40条第1項の規定に違反した者 (2) 第30条第13項において準用する第13条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反した者 (3) 第22条第1項（第30条第13項において準用する場合を含む。）、第30条第13項において準用する第21条第2項、第40条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反した者 2 (略) 第49条 第24条第1項（第41条第8項において準用する場合を含む。）又は第30条第10項の規定に違反した者は、科料に処する。 第50条・第51条 (略) 別記様式 (略)
---	---



茨城県報

第 616 号

令和 7 年 (2025 年) 5 月 29 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（総務課）	1
●茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（防災・危機管理課）	3
●茨城県海面漁業調整規則の一部を改正する規則（漁政課）	3
●茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則（漁政課）	4
●茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則（漁政課）	4
（教 育 委 員 会）	
●茨城県教育職員免許状規則の一部を改正する規則	6
告 示	
●救急告示医療機関の認定（医療政策課）	6
●救急医療協力医療機関の指定取消し（2 件）（医療政策課）	7
●医療扶助給付決定に関する手続書類等の様式の一部改正（福祉人材・指導課）	7
●指定障害児通所支援事業者の指定（32 件）（障害福祉課）	16
●指定障害児通所支援事業者の指定更新（3 件）（障害福祉課）	24
●指定障害児通所支援事業者の廃止（障害福祉課）	25
●木材業者等の登録（林政課）	25
公 告	
●地籍調査の成果認証（農地整備課）	26
●落札者等の公示（2 件）（検査指導課）	26
（企 業 局）	
●落札者等の公示（2 件）	27
（教 育 委 員 会）	
●落札者等の公示	28
指 示	
（茨城海区漁業調整委員会）	
●漁業法に基づく指示	28

規 則

茨城県規則第54号

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

項各号中「者」を「とき。」に改める。

第55条中「違反した」の次に「ときは、当該違反行為をした」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第54条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

茨城県規則第57号

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月29日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第31条の表久慈川の項中「1529番3の地先に設置した標柱」の次に「（北緯36度35分19秒東経140度24分48秒の点）」を、「2074番2に設置した標柱」の次に「（北緯36度35分16秒東経140度24分56秒の点）」を、「1646番に設置した標柱」の次に「（北緯36度36分7秒東経140度25分16秒の点）」を、「118番1の地先に設置した標柱」の次に「（北緯36度36分9秒東経140度25分23秒の点）」を加え、同表鬼怒川の項中「右岸鬼怒川大橋基部下流端」の次に「（北緯36度14分22秒東経139度53分57秒の点）」を、「左岸鬼怒川大橋基部下流端」の次に「（北緯36度14分33秒東経139度54分18秒の点）」を、「右岸栄橋基部下流端」の次に「（北緯36度16分43秒東経139度54分18秒の点）」を、「左岸栄橋基部下流端」の次に「（北緯36度16分36秒東経139度54分28秒の点）」を加える。

第48条第1項中「該当する」の次に「場合には、当該違反行為をした」を加え、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第49条中「違反した」の次に「ときは、当該違反行為をした」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第48条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

茨城県規則第58号

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年5月29日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第32条第1号ア中「911番地の2」を削り、「標柱」の次に「（北緯36度4分18秒東経140度22分31秒の点）」を加え、

茨城県内水面漁業調整規則

令和2年11月12日
茨城県規則第74号

改正 令和5年12月7日茨城県規則第61号
改正 令和7年5月29日茨城県規則第57号

茨城県内水面漁業調整規則を次のように定める。

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県内水面漁業調整規則

茨城県内水面漁業調整規則（昭和40年茨城県規則第15号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 漁業の許可（第4条―第29条）
- 第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第30条―第41条）
- 第4章 漁業の取締り（第42条―第44条）
- 第5章 雑則（第45条―第47条）
- 第6章 罰則（第48条―第51条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令と相まって、茨城県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、内水面に適用する。

（代表者の届出）

第3条 法第5条第1項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第2章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第4条 うなぎ稚魚漁業（うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。

第3章において同じ。)をとることを目的とする漁業をいう。第3章において同じ。)を営もうとする者は、法第57条第1項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

第6条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第7条 前条の認可(以下「起業の認可」という。)を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 知事許可漁業の種類
- (3) 操業区域、漁業時期及び漁獲物の種類
- (4) 漁具の種類、数及び規模
- (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第1項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、茨城県内水面漁場管理委員会(以下「漁場管理委員会」という。)の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第10条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和25年政令第30号）で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第5号の基準を定め、又は変更しようとするときは、漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

（新規の許可又は起業の認可）

第11条 知事は、許可（第7条第1項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下この章において同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
- (3) 操業区域
- (4) 漁業時期
- (5) 漁業を営む者の資格

2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をするとすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、漁場管理委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続す

る法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。

- 7 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(公示における留意事項)

第12条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第1項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

(許可等の条件)

第13条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 4 第2項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(許可の有効期間)

第14条 許可の有効期間は、1年とする。

- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第15条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日
- (5) 変更の内容

(6) 変更の理由

- 3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第16条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の失効)

第17条 許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第18条 許可を受けた者は、1漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

- 2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第19条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

- 2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第22条第1項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第119条第1項若しくは第2項の規定に基づく命令、法第120条第1項の規定による指示又は同条第11項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

- 3 第1項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第20条 許可を受けた者は、漁業時期の終了後30日以内に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

(7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第21条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第9条第1項第2号又は第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

第22条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第23条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証（以下この章において単に「許可証」という。）を交付する。

(1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁業種類

(3) 操業区域及び漁業時期

(4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

(5) 許可の有効期間

(6) 許可の条件

(7) その他参考となるべき事項

(許可証の備付け等の義務)

第24条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第25条 許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第26条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 許可を受けた年月日及び許可番号
- (4) 書換えの内容
- (5) 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第27条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第28条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第13条第2項の規定により許可に条件を付け、又は同条第1項若しくは第2項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- (2) 第15条第1項の許可をしたとき。
- (3) 第16条第2項の規定による届出があつたとき。
- (4) 第21条第2項又は第22条第1項の規定により、許可を変更したとき。
- (5) 第26条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第29条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前2項の手続をしなければならない。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(水産動植物の採捕の許可)

第30条 次に掲げる漁具又は漁法によって水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- (1) ひき網

- (2) まき網
 - (3) さし網
 - (4) ふくろ網
 - (5) 張網
 - (6) 四ツ手網（方2メートル以上のものに限る。）
 - (7) 投網
 - (8) はえ縄
 - (9) せん（同時に10個以上用いて採捕する場合に限る。）
 - (10) 竹筒（同時に10個以上用いて採捕する場合に限る。）
 - (11) おだ
 - (12) うなぎ鎌
 - (13) かにかご
 - (14) す建
 - (15) 笹浸
 - (16) 魚せき
 - (17) 火光利用やす突
 - (18) しじみかき
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- (1) 第4条の規定による許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合
 - (2) 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
 - (3) 法第170条第1項の遊漁規則に基づいて採捕する場合
- 3 第1項の許可（以下この条において「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕の種類
 - (3) 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
 - (4) 漁具の数及び規模
 - (5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) その他参考となるべき事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。
- (1) 申請者が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者である場合
 - (2) 漁業調整のため必要であると認める場合
- 5 採捕の許可の有効期間は、3年とする。ただし、漁業調整のため必要であると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。
- 6 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

- 7 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。
- 8 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第13項において準用する第22条第1項の規定により採捕の許可の効力を停止された期間及び法第120条第1項の規定による指示又は同条第11項の規定による命令により第1項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 9 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証（以下この条において単に「許可証」という。）を交付する。
- (1) 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (3) 採捕に使用する船舶の名称及び漁船登録番号
 - (4) 採捕の許可の有効期間
 - (5) 採捕の許可の条件
 - (6) その他参考となるべき事項
- 10 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前項の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。
- 11 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。
- 12 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。
- 13 第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第13条、第19条第3項、第21条、第22条並びに第25条から第29条までの規定は、採捕の許可について準用する。
- （保護水面における採捕の禁止）

第31条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうち同表の中欄に掲げる保護水面（水産資源保護法第18条第1項の規定により指定されたものをいう。）の区域において、同表の右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川名	区域	期間
久慈川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 常陸大宮市岩崎字寺下1529番3の地先に設置した標柱（北緯36度35分19秒東経140度24分48秒の点） 基点2 常陸大宮市辰の口字下川原2074番2に設置した標柱（北緯36度35分16秒東経140度24分56秒の点）	9月20日から 11月30日まで

	基点3 常陸大宮市岩崎字東坪川原1646番に設置した標柱（北緯36度36分7秒東経140度25分16秒の点） 基点4 常陸大宮市照山字境沢118番1の地先に設置した標柱（北緯36度36分9秒東経140度25分23秒の点）	
鬼怒川	次に掲げる基点1と基点2を結んだ線から基点3と基点4を結んだ線に至る間 基点1 結城市大字山王字中河原980番の2地先の鬼怒川本流右岸鬼怒川大橋基部下流端（北緯36度14分22秒東経139度53分57秒の点） 基点2 筑西市関本下字前浜1091番の1地先の鬼怒川本流左岸鬼怒川大橋基部下流端（北緯36度14分33秒東経139度54分18秒の点） 基点3 結城市久保田字新田79番の1地先の鬼怒川本流右岸栄橋基部下流端（北緯36度16分43秒東経139度54分18秒の点） 基点4 筑西市船玉字川端73番の6地先の鬼怒川本流左岸栄橋基部下流端（北緯36度16分36秒東経139度54分28秒の点）	9月20日から11月30日まで

（令7規則57・一部改正）

（禁止期間）

第32条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動植物	禁止期間
あゆ	1月1日から5月31日まで
いわな（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年3月31日まで
こい（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	5月11日から6月10日まで
さくらます（やまめを除く。次条において同じ。）（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	5月1日から11月30日まで
さけ	1月1日から12月31日まで
しらうお	3月1日から3月31日まで
やまめ（降海を経ていないさくらますをいう。次条において同じ。）（全長15センチメートルを超えるものに限る。）	10月1日から翌年3月31日まで
わかさぎ	1月21日から2月末日まで 5月1日から7月20日まで
肥料藻	4月1日から8月31日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(令5規則61・一部改正)

(全長等の制限)

第33条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であつて、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、うなぎ稚魚漁業の許可に基づいてうなぎの稚魚を採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	大きさ
いわな	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長23センチメートル以下
こい	全長15センチメートル以下
やまめ又はさくらます	全長15センチメートル以下
からすがい	殻長10センチメートル以下

2 何人も、いわな、さくらます、さけ又はやまめの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(令5規則61・一部改正)

(漁具漁法の制限及び禁止)

第34条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、涸沼にあつては、第3号の規定は適用しない。

- (1) 地びき網
- (2) うなぎ手繰網
- (3) わかさぎさし網
- (4) かさねさし網（2枚以上の網地を重ね合わせて、水産動物を網目に刺させ、又は絡ませる目的で使用する漁具をいう。）
- (5) さけ建網
- (6) 留網
- (7) 無双網
- (8) おとり網
- (9) いくり網
- (10) 徒立網
- (11) 瀬干漁法（川干し及び替堀漁法を含む。）
- (12) やな漁法
- (13) う飼漁法
- (14) 水中に電流を通じてする漁法
- (15) 潜水器漁法（簡易潜水器を使用するものを含む。）
- (16) 発射装置を使用する漁法
- (17) さけ引掛釣（釣針の大きさが2.5センチメートル以上のものに限る。）

第35条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。ただし、うなぎ稚魚漁業（ふくろ網を使用するものに限る。）の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁具又は漁法	範囲
--------	----

まき網	網の目合は、3.3センチメートル以上（10節以下）
さし網（しらうお建さし網を除く。）	網の目合は、2.3センチメートル以上（14節以下）
さし網のうちしらうお建さし網	網の目合は、1.12センチメートル以上（28節以下）
ふくろ網	網の目合は、1.6センチメートル以上（20節以下）
張網	ふくろ網の目合は、3.3センチメートル以上（10節以下）（1月21日から2月20日まで及び7月11日から7月20日までの間に限る。）
四ツ手網	網の目合は、2.3センチメートル以上（14節以下）
おだ	おだまき網の目合は、3.3センチメートル以上（10節以下）

第36条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において水産動物を採捕してはならない。ただし、うなぎ稚魚漁業（火光利用すくい網によるものに限る。）の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁具又は漁法	禁止期間	禁止区域
徒手採捕、たも網、さで網、手釣及び竿釣（引掛釣及びこれに類するものを除く。）以外の漁具又は漁法	1月1日から12月31日まで	千波湖
日没から日の出までにおける引掛釣及びこれに類する漁具又は漁法	1月1日から12月31日まで	江戸川
火光利用やす突	9月15日から11月30日まで	那珂川、久慈川、鬼怒川、利根川、大北川及びこれらの支流
さし網	9月15日から11月30日まで	那珂川、久慈川、鬼怒川（守谷市板戸井地内に架設された滝下橋上流端から上流を除く。）、大北川及びこれらの支流
火光利用すくい網	12月1日から翌年2月末日まで	那珂川、久慈川、涸沼川（涸沼を含む。）、利根川、常陸利根川及びこれらの支流

（令5規則61・一部改正）

（禁止区域）

第37条 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 久慈川 岩崎せき堤上流端から上流300メートル及び下流小貫橋上流端の間の水面
- (2) 久慈川支流里川
 - ア 田渡せき堤上流端から上流及び下流それぞれ500メートルの間の水面
 - イ 里の宮せき堤上流端から上流及び下流それぞれ500メートルの間の水面
- (3) 久慈川支流八溝川 久慈郡太子町大字上野宮地先門の井橋上流端から桜井橋下流端に至る間の水面
- (4) 那珂川 常陸大宮市三美地先小場江せき堤頭上流端から上流50メートル及び下流

100メートルの間の水面

(5) 那珂川支流緒川

ア 常陸大宮市下小瀬地先梅曾根せき堤上流端から上流及び下流それぞれ200メートルの間の水面

イ 常陸大宮市野口平地先間々せき堤上流端から上流及び下流それぞれ200メートルの間の水面

ウ 常陸大宮市那賀地先那賀せき堤上流端から上流及び下流それぞれ200メートルの間の水面

エ 常陸大宮市上小瀬地先坏せき上流端から上流200メートル及び下流50メートルの間の水面

オ 常陸大宮市上小瀬地先寺下せき上流端から下流50メートルの間の水面

(6) 大北川 北茨城市石岡地先大塚せき上流端から上流30メートル及び下流50メートルの間の水面

(7) 大北川支流花園川

ア 北茨城市華川町花園地内花吉橋上流端から同市華川町花園地内花園橋下流端に至る間の水面

イ 北茨城市華川町上小津田地先地切せき（通称浄蓮寺せき）上流端から上流及び下流それぞれ50メートルの間の水面

ウ 北茨城市華川町車地先伊豆堂せき上流端から上流及び下流それぞれ50メートルの間の水面

(8) 鬼怒川 下妻市鎌庭地先鎌庭せき上流端から上流50メートル及び下流200メートルの間の水面

2 何人も、利根川の神栖市宝山地先利根川河口せき管理橋上流端から上流110メートル及び下流端から下流110メートルの間の水面においては、魚類を採捕してはならない。ただし、うなぎ稚魚漁業の許可に基づいてうなぎの稚魚を採捕する場合は、この限りでない。

3 何人も、12月1日から翌年9月19日までの間に、久慈川辰の口せき上流端から上流及び下流それぞれ600メートルの間の水面においては、水産動植物を採捕してはならない。

（河口付近における採捕の制限）

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、同表の右欄に掲げる漁具又は漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域	禁止漁具又は漁法
那珂川	ひたちなか市海門町と東茨城郡大洗町祝町との間に架設された海門橋上流端から下流の内水面の区域	手釣及び竿釣（引掛釣及びこれに類するものを除く。）以外の漁具又は漁法
久慈川	日立市留町と那珂郡東海村豊岡との間に架設された久慈川大橋上流端から下流の内水面	手釣及び竿釣（引掛釣及びこれに類するものを除く。）以外の漁具又は漁法

	の区域	
大北川	北茨城市磯原町地内花園川との合流点から下流の内水面の区域	手釣及び竿釣（引掛釣及びこれに類するものを除く。）以外の漁具又は漁法

（河川を遮断して行う水産動物の採捕の制限）

第39条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、河川を遮断して水産動物の採捕を行う場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならない。

漁具又は漁法	魚道を開通すべき範囲
ふくろ網	河川流幅の3分の2以上
魚せき	河川流幅の5分の1以上

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第40条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

（試験研究等の適用除外）

第41条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。以下この条において同じ。）の供給（自給を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 試験研究等の目的
 - (3) 適用の除外の許可を必要とする事項
 - (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
 - (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合にあっては、供給の相手方及びその数量）
 - (6) 採捕の期間及び区域
 - (7) 使用する漁具及び漁法
 - (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。
 - (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 適用を除外する事項

- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
 - (4) 採捕の期間及び区域
 - (5) 使用する漁具及び漁法
 - (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
 - (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
 - (8) 許可の有効期間
 - (9) 許可の条件
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 8 第24条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。
- 9 知事は、第1項の許可のうち増養殖用の種苗の供給のための水産動植物の採捕についての許可をするときは、漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

第4章 漁業の取締り

(停泊命令等)

- 第42条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第27条及び法第34条に規定する場合を除く。）は、法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。
- 2 知事は、前項の規定による処分（法第25条第1項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(船長等の乗組み禁止命令)

- 第43条 知事は、第4条の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(停船命令)

- 第44条 漁業監督吏員は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。
- 2 前項の規定による停船命令は、法第128条第3項の規定による検査又は質問をする旨

を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

- (1) 別記様式による信号旗Lを掲げること。
 - (2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。
 - (3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。
- 3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第5章 雑則

（漁場又は漁具等の標識の設置に係る届出）

第45条 法第122条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換え又は再設置等）

第46条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（添付書類の省略）

第47条 この規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第6章 罰則

第48条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第30条第1項、第31条から第39条まで又は第40条第1項の規定に違反したとき。
 - (2) 第30条第13項において準用する第13条第1項又は第2項の規定により付けた条件に違反したとき。
 - (3) 第22条第1項（第30条第13項において準用する場合を含む。）、第30条第13項において準用する第21条第2項、第40条第2項又は第43条第1項の規定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(令 7 規則57・一部改正)

第49条 第24条第1項(第41条第8項において準用する場合を含む。)又は第30条第10項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。

(令 7 規則57・一部改正)

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第48条第1項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第51条 第16条第2項、第18条第2項若しくは第24条第3項(第41条第8項において準用する場合を含む。)の規定、第25条から第27条まで、第29条第1項若しくは第2項(これらの規定を第30条第13項において準用する場合を含む。)の規定、第30条第12項の規定又は第41条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号。以下「改正法」という。)附則第29条の規定によりこの規則による改正後の茨城県内水面漁業調整規則(以下「改正後の規則」という。)第30条第1項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の茨城県内水面漁業調整規則(以下「改正前の規則」という。)第6条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、改正前の規則第13条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正法附則第29条の規定により改正後の規則第41条第1項の規定によってしたものとみなされる改正前の規則第34条第1項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、改正前の規則第34条第6項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の日前にした行為及び前2項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (令和5年規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則 (令和7年規則第57号)

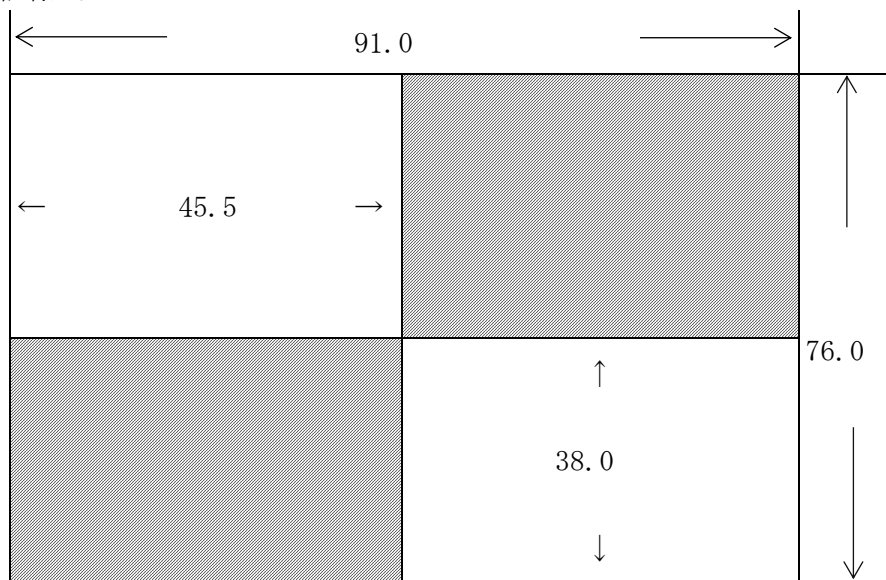
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第48条第1項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)及び次項の規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別記様式



(備考)

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

令和 7 年度全国内水面漁場管理委員会連合会
通常総会の結果について

令和 7 年 6 月 1 8 日

茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 開催期日・場所

(1) 期日 令和 7 年 5 月 3 0 日 (金)

(2) 場所 T K P ガーデンシティ御茶ノ水 (東京都千代田区)

※本県からは、八角会長及び須能事務局長が出席。

2 議事

(1) 令和 6 年度事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について

(2) 令和 7 年度事業計画案及び収支予算案について

(3) 令和 7 年度提案書案について

(4) 次期役員及び事務局案について

3 結果

全ての議案について、原案のとおり可決された。

【参考】令和7年度 提案項目 取りまとめスケジュール

1 第1回漁場管理対策検討会（令和6年8月23日 開催）

令和7年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査表を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員宛に送付する。

2 アンケート回答等の取りまとめ

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）

3 各ブロック協議会

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会（山形県）・・・令和6年10月31日、11月1日
- ・中日本ブロック協議会（山梨県）・・・令和6年11月14日、15日
- ・西日本ブロック協議会（島根県）・・・令和6年11月11日、12日

4 第2回漁場管理対策検討会（令和7年3月）

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、令和7年度提案書（案）を策定し、第2回役員会へ提出する。

5 第2回役員会（上記4と同日開催）

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和7年度通常総会に議案として提出する。

6 令和7年度通常総会（令和7年5月）

提案書（案）を議案として上程する。

7 令和7年度提案行動（令和7年6月又は7月）

令和7年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に提案行動を実施する。

提 案 書

全国内水面漁場管理委員会連合会

※下線はブロック協議会以降の変更点

提 案 書

内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の場の提供等といった多面的機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切に発揮されることが国民生活を豊かにする上で重要です。

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。

当連合会では、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和7年5月30日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。

この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。

なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。

令和7年 月 日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 ○ ○ ○ ○ ○

I 外来魚対策について

【趣旨】

平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。

また、魚類の特定外来生物は、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。

さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、令和6年度においても共同漁業権 911 件中 453 件で外来生物による漁業被害が発生しており、漁業被害をもたらさうる新たな外来生物(特定外来生物に指定されていない外来生物)の侵入も報告されています。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

1 重点

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。

特に、コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を行うとともに集中的な駆除等の対策を図ること。

加えて、ミシシippアカミミガメ等の条件付き特定外来生物の駆除技術開発や駆除等への支援、レイクトラウトやブラントラウトなど産業管理外来種に関する情報発信や啓発の強化についても行うこと。

- 2 外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く周知啓発を強化するとともに、関係者と連携した取締りの強化など外来生物法違反の防止に係る具体的措置を強力に推し進めること。また、これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。

- 3 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来生物等の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。

Ⅱ 鳥類による食害対策について

【趣旨】

平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害はますます深刻な問題となっています。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権 906 件中 544 件 で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっています。

このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。

つきましては、下記の事項について提案します。

記

1 **重点**

カワウによる食害軽減のため、平成26年4月に農林水産省・環境省が「カワウ被害対策強化の考え方」で示した「被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる」目標は達成できず、その達成期限は令和10年度に見直された。

この目標を達成するため、これまでの取組等の検証で判明した課題（銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の育成、繁殖場の樹木伐採など）への対策を「カワウ被害対策強化の考え方」に取り入れたカワウの個体数の調整・管理を行い、より実効性のあるカワウ対策を国主導で推進すること。

また、既存の広域協議会と連携した全国的な体制のもと、カワウ対策の具体的な方針を策定し、国の十分な支援のもとカワウの駆除等を進めていくこと。

2 サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。

また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。

3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ・サギ類等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

Ⅲ 魚病対策について

【趣旨】

平成 26 年 6 月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成 28 年 1 月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成 28 年 7 月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定（令和 2 年 12 月最終改正）され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が図られました。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成 19 年に国内で初めて確認されたエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。

同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成 15 年 11 月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。

また、KHV 病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

1 重点

アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。

さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法（環境 DNA 解析など）を確立し、全国河川における調査を実施すること。

2 KHV 病発生から 20 年が経過している。感染水域拡大により深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除するための基準、またその進捗を国は速やかに示すこと。

3 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発は、市場規模の小さい魚種では進みにくいことから、既存医薬品の効能拡大による承認や

承認可能な新たなワクチンの追加等制度が改正された。

しかしながら、内水面漁業では使用可能な医薬品が非常に少ない現状にある。効能拡大による同一の医薬品の頻回使用は薬剤耐性菌の発生リスクを高めることから、多種の医薬品及びワクチンが早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

【趣旨】

平成9年の河川法改正で、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、令和3年6月に森林・林業基本計画が、令和4年3月に水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されています。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法改正で、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されています。

河川湖沼環境の保全については、当連合会がこれまで行ってきた提案内容であり、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、今後、関連施策と連携した推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

1 重点

近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫が頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、大規模災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を進めるとともに大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。

また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力に進めていくこと。

2 重点

河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。

また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけでなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。

- 3 水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。国は水生生物への影響を最新の知見に基づき的確に調査評価するとともに、啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。

- 4 オオカナダモやカワシオグサ等の藻類の異常繁殖、また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけでなく、内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっている。

このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発を進め、その繁殖拡大の防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。

- 5 多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物（特定外来生物及び国内外来種等）が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。

特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。

また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。

- 6 濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。

一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。

- 7 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制により、地球温暖化による水温上昇の影響も踏まえて、海域を含めたアユ仔魚の生残・成育と環境要因の調査分析を行い、資源量の増減メカニズムの解明を図り、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めるこ

と。

- 8 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。

V 放射性物質による汚染対策について

【趣旨】

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故による放射性物質の拡散が、10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。

淡水魚で基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

1 重点

河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。

また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。

2 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。

3 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、引き続き知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・流通・消費の各現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされたほか、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功し、生産技術は着実に進んでいますが、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

1 重点

来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。

2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。

また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めること。

3 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。

4 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。

また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度について

【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成 26 年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。

また、70 年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
- 2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。

第4号議案

次 期 役 員 及 び 事 務 局 案 に つ い て

令和7年度からの役員及び事務局について

現在の役員及び事務局の任期は、令和6年度（令和7年度通常総会の開催）までとなっています。令和7年度以降の役員については、令和5年度、6年度の各ブロック協議会で協議、選出されており、令和7年度通常総会で正式に選任されることになります。会長及び事務担当は西日本ブロックとなります。

◆ 会長ブロック内での事務分担例（参考：中日本ブロックの場合）

職名	分 担 事 務
会長 理事	総会、提案行動、ブロック協議会、役員会、印刷物関係（総会議案書、提案書）、会計
副会長 理事	漁場管理対策検討会（提案行動、ブロック協議会を含む）、印刷物関係（外来魚調査・提案書）
理事	研修会、役員都道府県事務局長会議
代表 監事	監査、表彰選考委員会（表彰状作成含む）、印刷物関係（会員名簿・委員会指示集・会報）

役員の任期は4年間ですが、会長ブロックにおいて会長、副会長、理事および代表幹事は下表のとおり2年ごとに交代をしています。

年度	H25、H26	H27、H28	H29、H30	R1、R2	R3、R4
ブロック	西日本		東日本		中日本
会長	広島県	熊本県	青森県	北海道	新潟県
副会長	熊本県	広島県	群馬県	神奈川県	山梨県
理事	福岡県	福岡県	神奈川県	群馬県	兵庫県
代表監事	高知県	高知県	北海道	青森県	滋賀県

年度	R5、R6	R7、R8	R9、R10	R11、R12	R13、R14
ブロック	中日本	西日本		東日本	
会長	滋賀県	(鹿児島県)			
副会長	兵庫県	(長崎県)			
理事	新潟県	(愛媛県)			
代表監事	山梨県	(島根県)			

◆ その他参考（根拠規定）

（１）会長等

○連合会会則

（役員等）

第 7 条 この会の役員として理事 9 人、監事 3 人を置く。

2 役員は、総会において会員である内水面漁場管理委員会の会長の職にある者のうちから選任し、役員の任期は 4 年とする。ただし、役員が自己の属する内水面漁場管理委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間を継承する。

3 役員は、第 11 条で規定する各ブロックから 4 名を選出するものとする。

4 この会は、会長 1 人、副会長 3 人を置き理事の中から互選する。

ただし、会長については、平成 21 年度の総会までは、東日本ブロック選出の理事から、その後は平成 21 年度の通常総会時において、第 11 条で規定する中日本ブロック選出の理事から、さらにその後は、任期毎に西日本ブロック、東日本ブロック、中日本ブロックの順で各ブロックから選出された理事の中から選ぶものとする。

5（略）

（２）表彰選考委員会委員

○連合会委員表彰要領

（表彰選考委員会）

第 5 条 全内漁管連役員会内に表彰選考委員会を設置し、理事 6 名以内をもって組織する。

2 表彰選考委員会は、全内漁管連会長が掌理する。

3 表彰選考委員は、理事の互選により選任する。

（３）漁場管理検討委員会委員

○連合会漁場管理対策検討会設置要領

（構成）

2 検討会は全内漁管連の会長 1 名、副会長 3 名、理事 3 名の合計 7 名をもって構成する。

（座長及び副座長）

4 検討会に座長及び副座長をそれぞれ 1 名置く。座長は検討会委員の互選によって選任することとし、副座長は座長が指名することとする。ただし、会長は座長になることができない。

（２）検討会の議事運営は座長が務める。ただし、座長に事故あるときは、副座長がこれを行う。

（３）座長及び副座長の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

全国内水面漁場管理委員会連合会役員名簿

職 名	氏 名	ブロック名	備 考
会 長 理 事	ふくどめ みきお 福留 己樹夫	西 日 本	鹿児島県内水面漁場管理委員会
副 会 長 理 事	さとう よしや 佐藤 由也	東 日 本	岩手県内水面漁場管理委員会
副 会 長 理 事	おおせ こうし 大瀬 公司	中 日 本	三重県内水面漁場管理委員会
副 会 長 理 事	あらかわ としひさ 荒川 敏久	西 日 本	長崎県内水面漁場管理委員会
理 事	かたやま あ ゆ 片山 亜優	東 日 本	福島県内水面漁場管理委員会
理 事	やすなが まさあき 安永 勝昭	東 日 本	東京都内水面漁場管理委員会
理 事	やまもと としやす 山本 俊康	中 日 本	静岡県内水面漁場管理委員会
理 事	かわぐち やすひろ 川口 恭弘	中 日 本	和歌山県内水面漁場管理委員会
理 事	おかむら しげはる 岡村 重治	西 日 本	愛媛県内水面漁場管理委員会
代 表 監 事	みうら じゅん 三浦 順	西 日 本	島根県内水面漁場管理委員会
監 事	やすみ なおみち 八角 直道	東 日 本	茨城県内水面漁場管理委員会
監 事	ひらく たかよし 平工 孝義	中 日 本	岐阜県内水面漁場管理委員会

表彰選考委員会委員名簿

職 名	氏 名	ブロック名	備 考
会 長 理 事	かくどめ み き お 福留 己樹夫	西 日 本	鹿児島県内水面漁場管理委員会
委 員	さとう よしや 佐藤 由也	東 日 本	岩手県内水面漁場管理委員会
委 員	おおせ こうし 大瀬 公司	中 日 本	三重県内水面漁場管理委員会
委 員	あらかわ としひさ 荒川 敏久	西 日 本	長崎県内水面漁場管理委員会
委 員	かたやま あ ゆ 片山 亜優	東 日 本	福島県内水面漁場管理委員会
委 員	やまもと としやす 山本 俊康	中 日 本	静岡県内水面漁場管理委員会

漁場管理対策検討会委員名簿

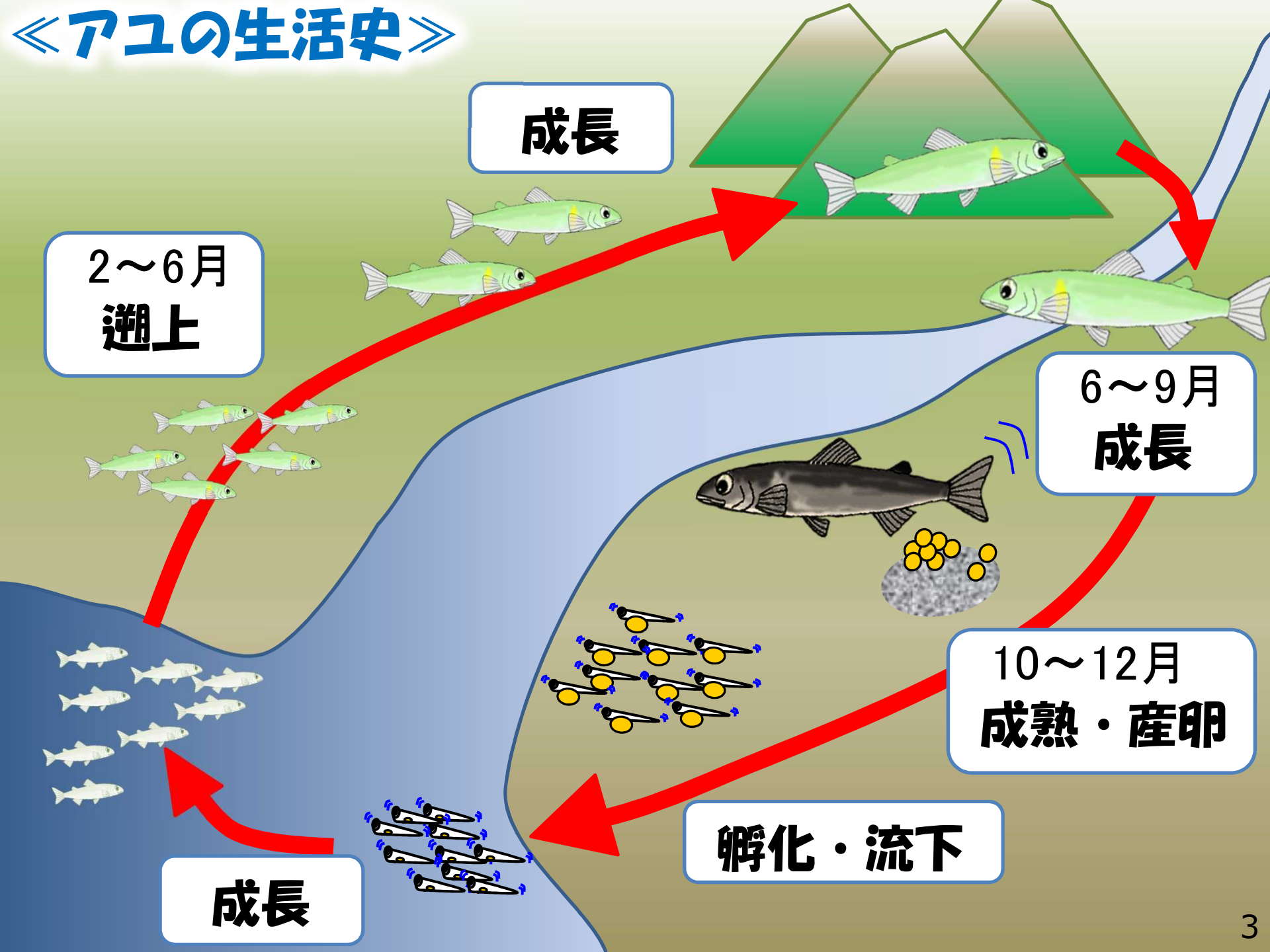
職 名	氏 名	ブロック名	備 考
座 長	あらかわ としひさ 荒川 敏久	西 日 本	長崎県内水面漁場管理委員会
副 座 長	さとう よしや 佐藤 由也	東 日 本	岩手県内水面漁場管理委員会
会 長 理 事	かくどめ み き お 福留 己樹夫	西 日 本	鹿児島県内水面漁場管理委員会
委 員	おおせ こうし 大瀬 公司	中 日 本	三重県内水面漁場管理委員会
委 員	やすなが まさあき 安永 勝昭	東 日 本	東京都内水面漁場管理委員会
委 員	かわぐち やすひろ 川口 恭弘	中 日 本	和歌山県内水面漁場管理委員会
委 員	おかむら しげはる 岡村 重治	西 日 本	愛媛県内水面漁場管理委員会

茨城県におけるアユの調査報告

茨城県水産試験場内水面支場

- **アユ流下仔魚調査
(10月~12月上旬)**
- **アユ遡上調査
(2月~6月上旬)**

《アユの生活史》



本日の話題

- アユ流下仔魚調査結果(久慈川)
- アユ遡上調査結果(久慈川、那珂川)

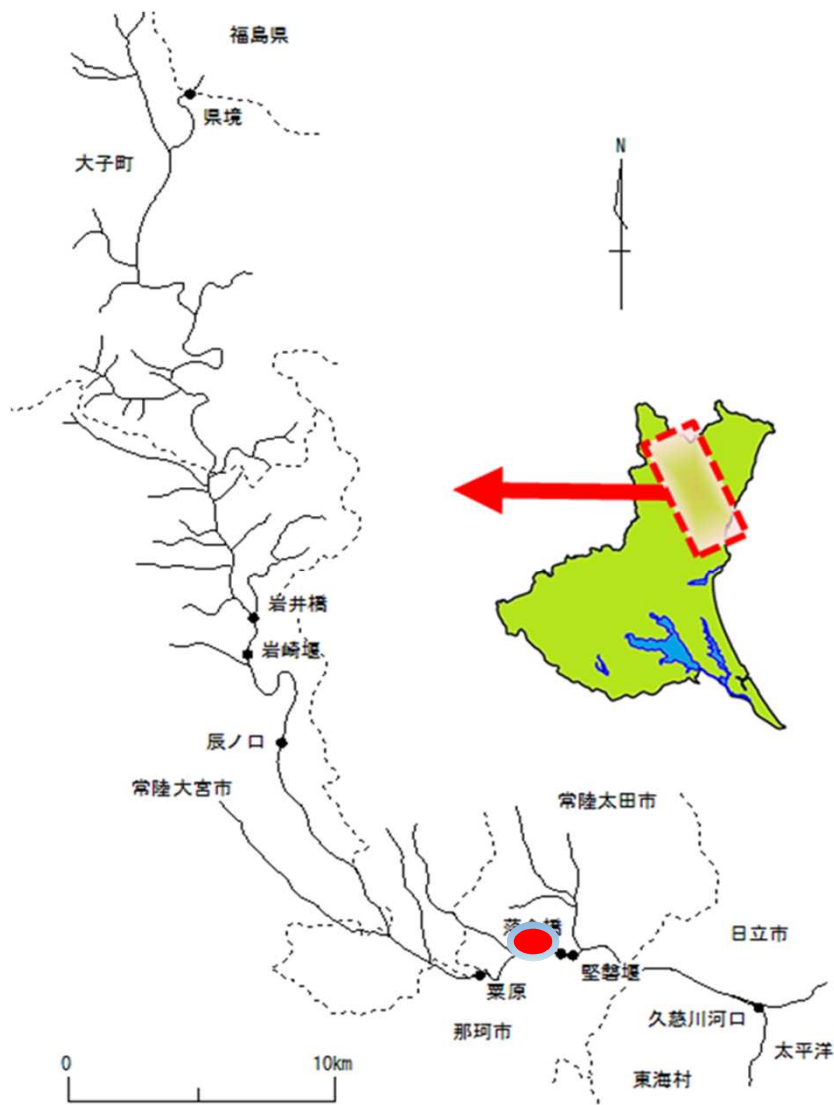


本日の話題

- **アユ流下仔魚調査結果(久慈川)**
- **アユ遡上調査結果(久慈川、那珂川)**



アユ流下仔魚調査地点



調査場所：落合橋（久慈川本流 河口距離約 9 km）

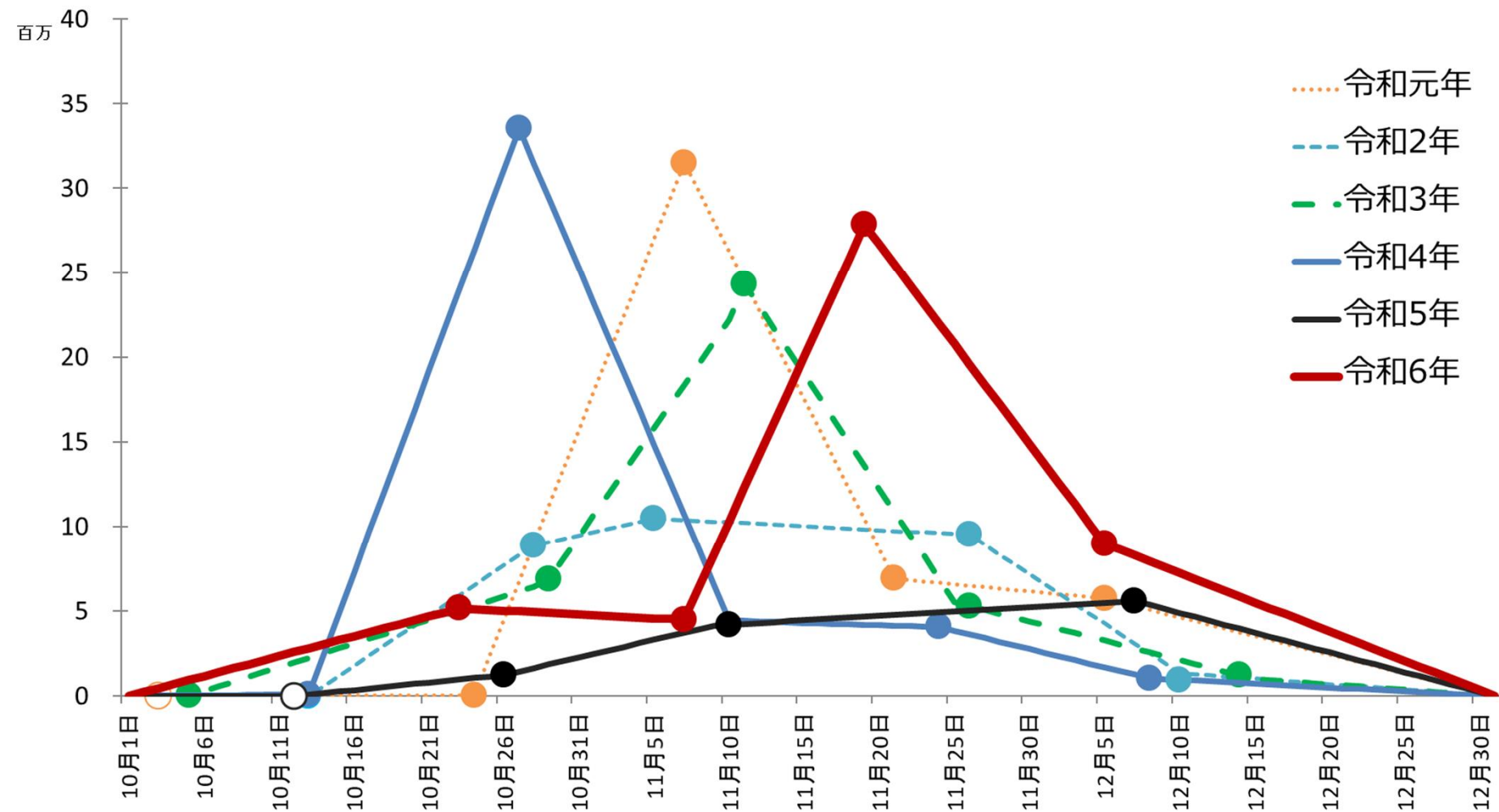


仔魚採集ネット



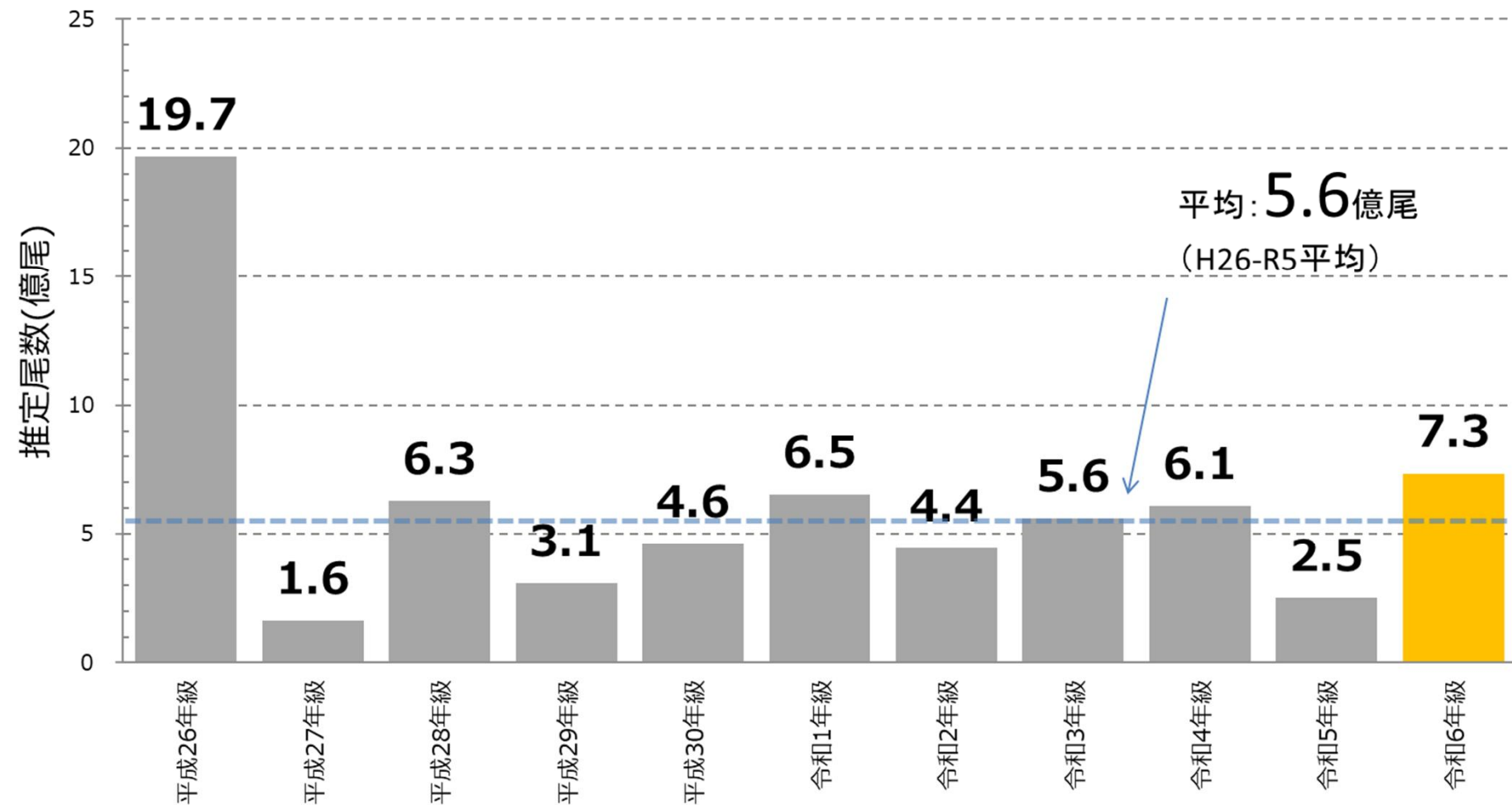
採集した仔魚
※薬品で赤く染めた状態

令和6年級アユ流下仔魚調査結果



10月から12月にかけての日別流下量（令和元年～令和6年）

令和6年級アユ流下仔魚調査結果



年級別推定流下仔魚尾数（平成26年～令和6年）

令和6年級アユ流下仔魚調査結果

流下仔魚調査まとめ

- ・令和6年級の流下仔魚の初確認日は10月23日。
- ・流下のピークは例年11月上旬頃だが、令和6年級は11月下旬にピークが見られた。
→猛暑が続き産卵が遅れた可能性？
- ・令和6年級の推定流下仔魚量は7.3億尾で、過去10年（平成26年から令和5年まで）の平均（5.6億尾）より多かった。

本日の話題

- アユ流下仔魚調査結果(久慈川)
- **アユ遡上調査結果(久慈川、那珂川)**



令和6年級アユ遡上調査



調査場所：堅磐堰（河口距離約8km）



調査場所：千代橋（河口距離約30km）



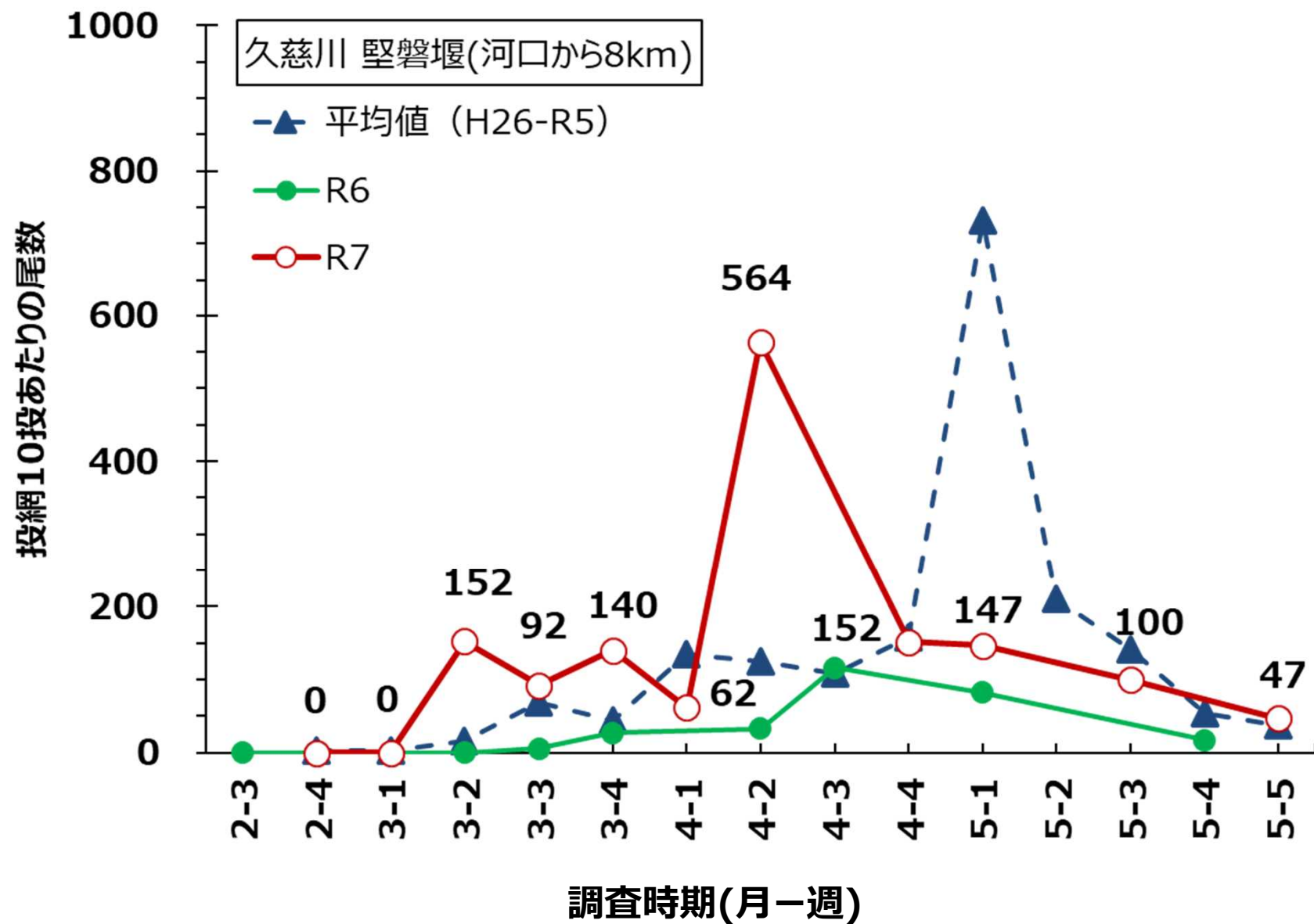
令和6年級久慈川アユ遡上調査結果

調査年	久慈川堅磐堰 (河口から約8 km)	
	遡上初確認日	平均全長(mm)
令和7年	3月13日	79.6
令和6年	3月19日	74.1
令和5年	2月15日	81.7
令和4年	2月24日	70.7
令和3年	3月17日	78.7
令和2年	3月3日	69.0
平成31年	3月5日	71.1
平成30年	3月14日	98.0
平成29年	3月21日	74.9
平成28年	2月23日	86.2
平成27年	2月25日	70.2

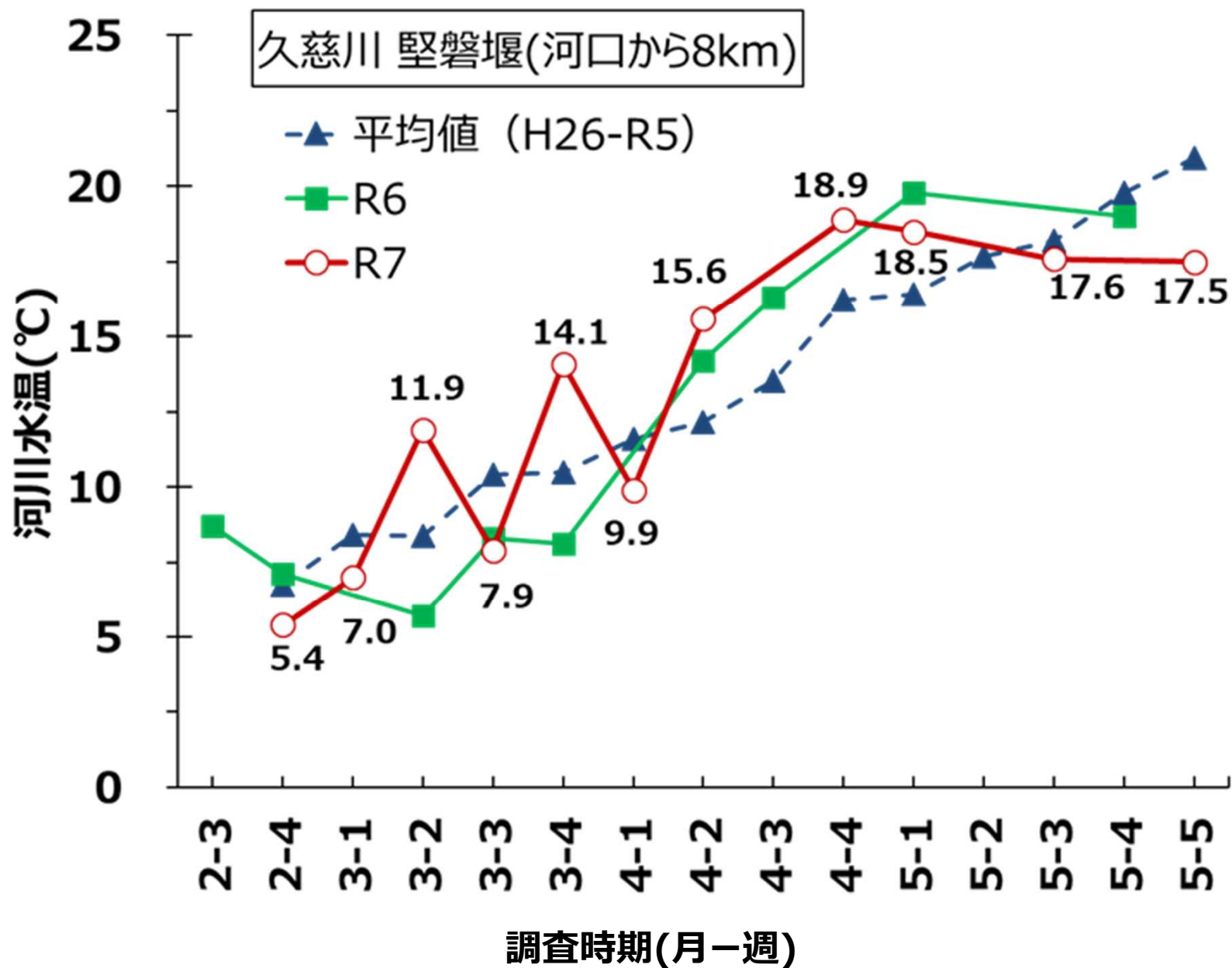


3月13日 アユ遡上初確認
→平年よりやや遅め

令和6年級久慈川アユ遡上調査結果(尾数)



令和6年級久慈川アユ遡上調査結果(水温)



令和6年級那珂川アユ遡上調査結果

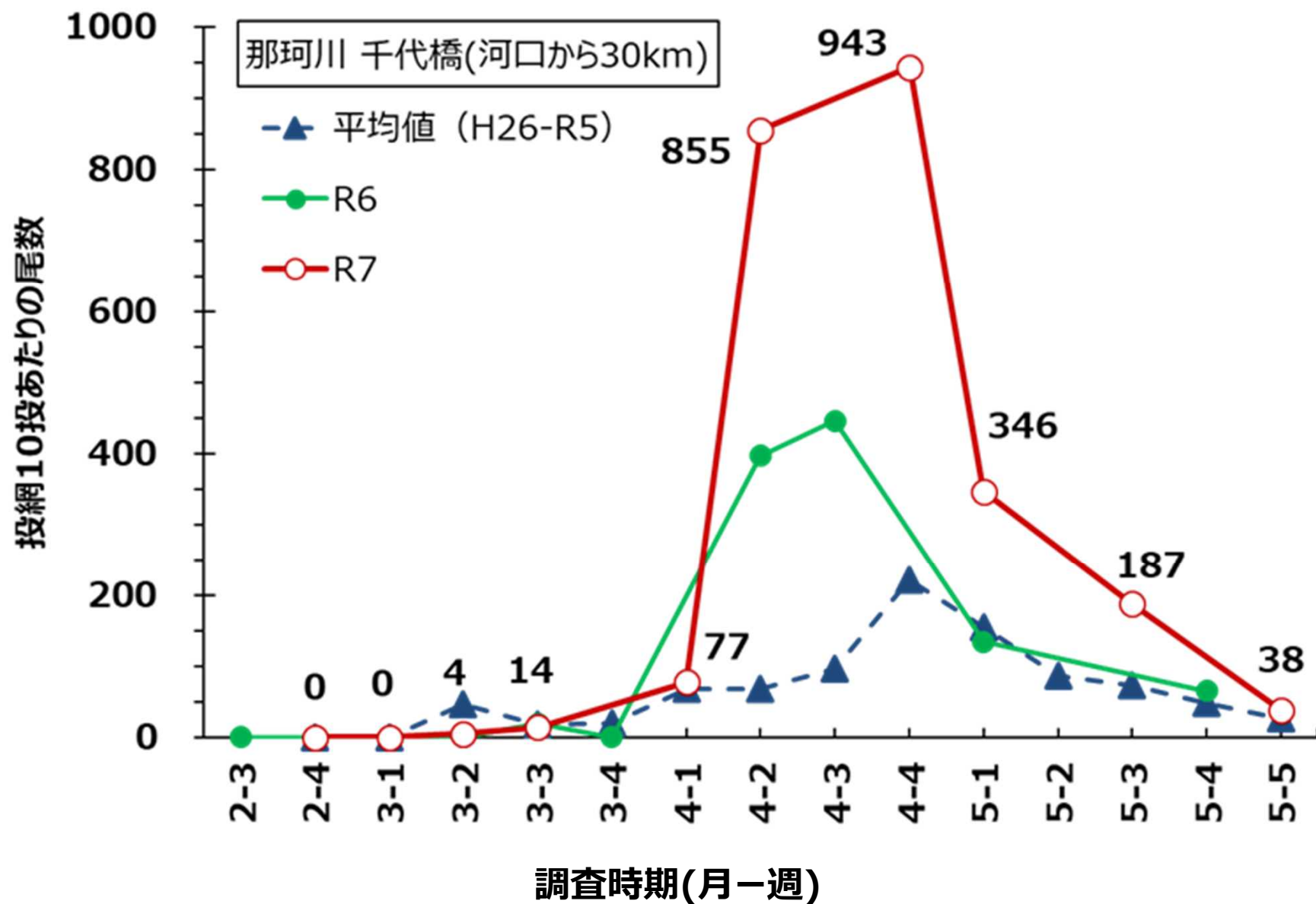
調査年	那珂川千代橋 (河口から約30km)	
	遡上初確認日	平均全長(mm)
令和7年	3月13日	90.9
令和6年	3月19日	72.1
令和5年	3月16日	95.4
令和4年	3月15日	79.0
令和3年	3月17日	82.4
令和2年	3月13日	80.6
平成31年	3月19日	86.1
平成30年	3月20日	83.5
平成29年	3月13日	84.7
平成28年	3月23日	81.1
平成27年	3月31日	77.4



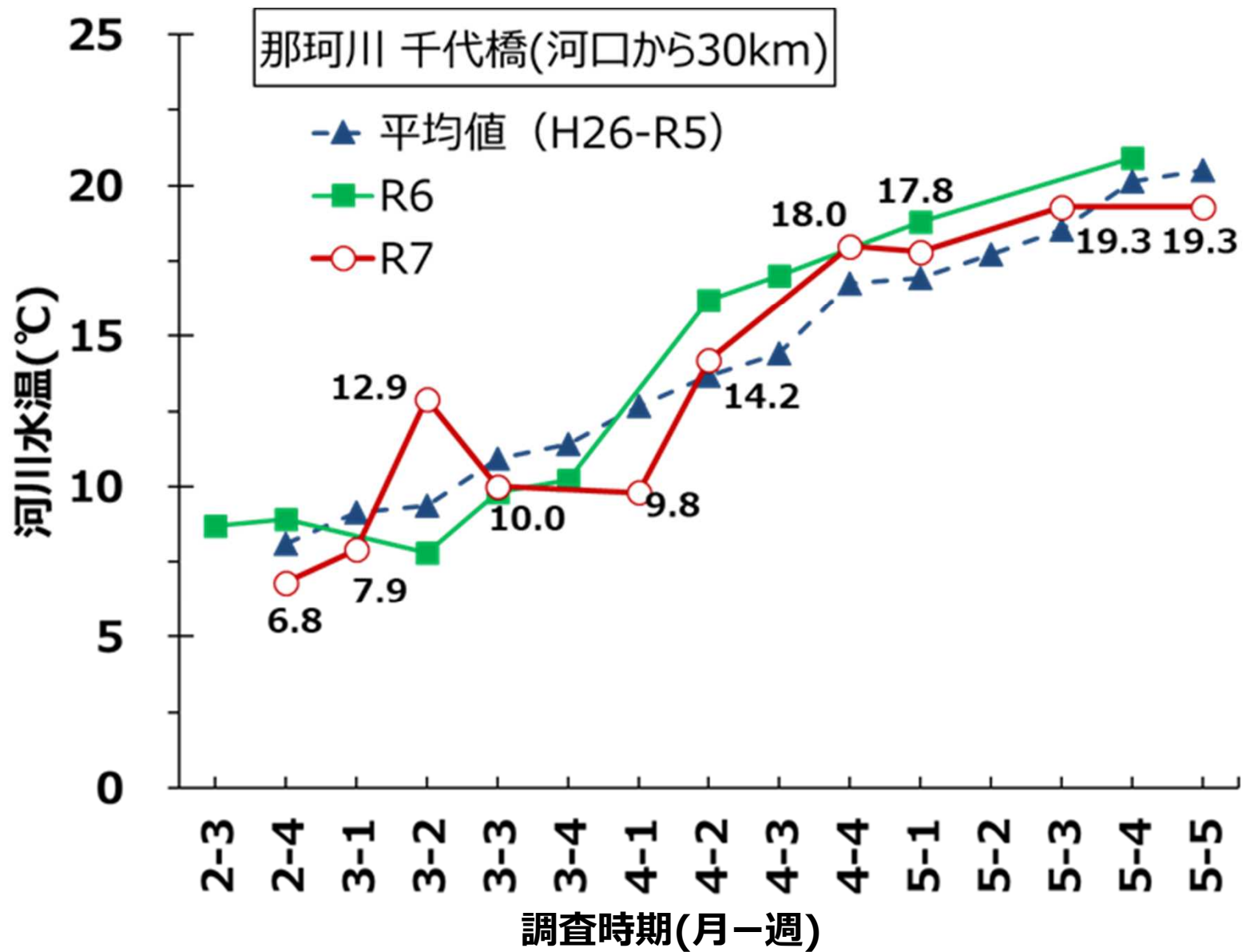
3月13日 アユ遡上初確認

→平年より早め

令和6年級那珂川アユ遡上調査結果(尾数)

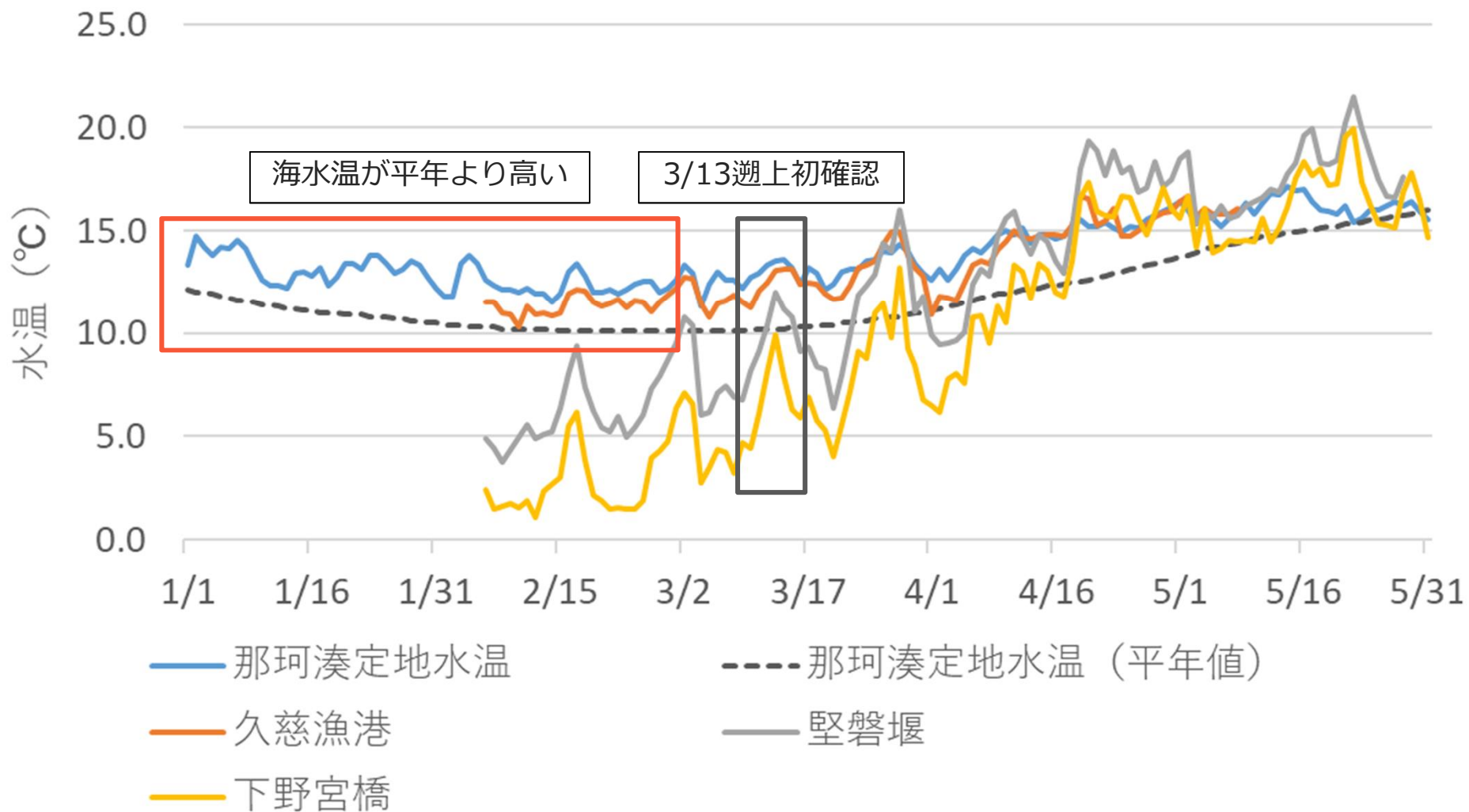


令和6年級那珂川アユ遡上調査結果(水温)



(参考)久慈川水温調査について

各地点水温（毎10時）



令和6年級アユ遡上調査結果

遡上調査結果まとめ

○調査定点での遡上初確認日

久慈川・那珂川ともに3月13日。

久慈川ではやや遅め、那珂川では早めの時期の遡上であった。

○遡上量

久慈川・那珂川ともに、
平年を上回ったと推定。



令和7年6月1日解禁日のアユ（久慈川）

要 覧



水産試験場 本館



漁業無線局



内水面支場 研究棟

沿 革

明治 33 年（1900 年）に磯浜町（現大洗町）に設置され、調査や指導業務、水産教育などを行ってきた。その後、組織の再編・統廃合、施設の移転等を経て、昭和 44 年（1969 年）に現在地（ひたちなか市）に移り、昭和 57 年（1982 年）に栽培漁業センター（平成 8 年（1996 年）に栽培技術センターに改称）を設置、昭和 59 年（1984 年）に水産加工研究所を統合、平成 6 年（1994 年）に水産加工実験棟を設置、平成 11 年（1999 年）に漁業無線局を統合した。

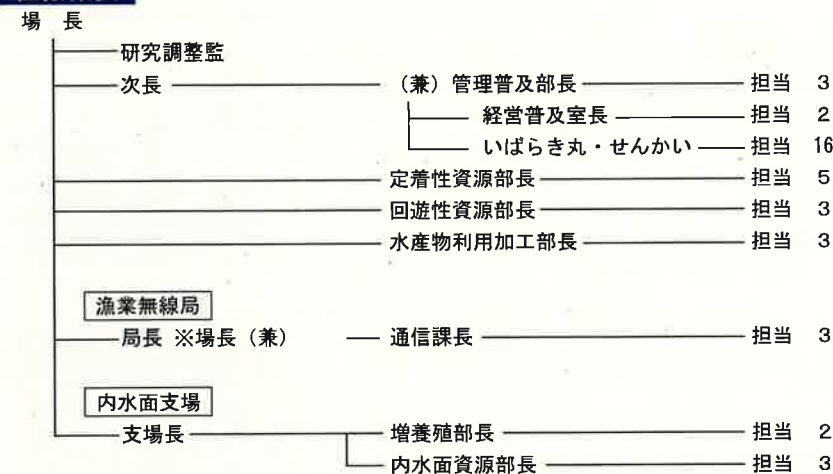
一方、内水面支場は、水産試験場の支場として明治 34 年（1901 年）に手野養魚場（土浦市）として開設、その後霞ヶ浦北浦水産事務所に編入されたが、昭和 43 年（1968 年）に内水面水産試験場として行方郡玉造町（現行方市）に独立した。

平成 23 年（2011 年）4 月に水産試験場と内水面水産試験場が統合され、管理普及部、定着性資源部、回遊性資源部、水産物利用加工部の海面部門 4 部と漁業無線局および内水面支場の増養殖部、内水面資源部の 6 部 1 局体制となった。

平成 23 年（2011 年）に、現在地において本場本館が建て替えられた。

令和 2 年（2020 年）に、高度化する研究手法や新たな研究ニーズに対応するため、内水面支場において、新たに「研究棟」と「魚類飼育実験棟」を整備した。

組織概要



計 51 名

（令和 6 年 4 月現在）



茨城県水産試験場

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/suishi/>

内水面支場

増養殖部

○霞ヶ浦・北浦の網いけす養殖業に資するコイ性成熟コントロール技術等の新規養殖技術開発



コイの網いけす養殖

○チョウザメ類養殖業に資するキャビア生産効率化に向けた若齢魚での性判別技術等の開発



チョウザメ類の早期性判別技術

○本県養殖業に資する技術相談や魚類防疫対策

○アユ等の在来有用魚種の増殖に資する産卵場造成技術の開発・改良および普及



重機を活用したアユの産卵場造成

内水面資源部

○霞ヶ浦北浦の主要魚種であるワカサギ、シラウオ、テナガエビ等の資源変動要因の究明および資源回復・管理対策に関する研究



霞ヶ浦におけるワカサギ資源調査

○涸沼のヤマトシジミの資源量の推定と持続的な資源利用に関する研究

○久慈川や那珂川等のアユ資源のモニタリング



河川における天然アユ調査

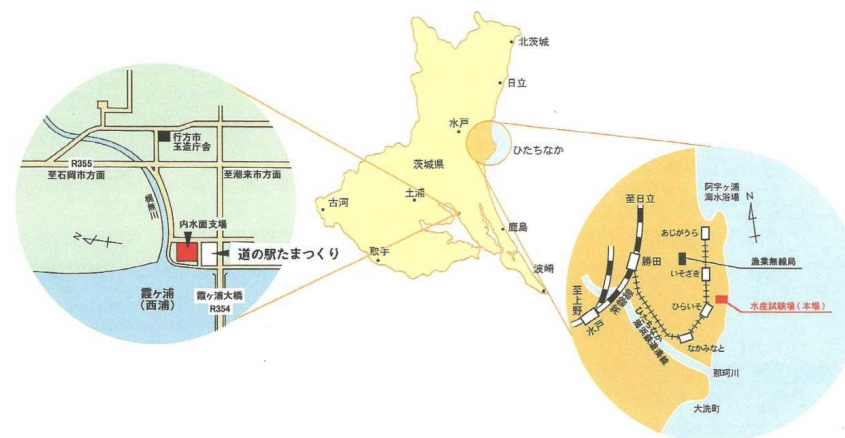
○霞ヶ浦北浦の動物プランクトンやベントス類等主要魚種の餌料環境に関する研究

○水産有用資源に影響を及ぼすチャネルキャットフィッシュやコクチバス等の外来魚の調査および駆除手法に関する研究



稚魚ネットによる外来魚の出現動向調査

交通案内



所在地等

本場

〒311-1203

茨城県ひたちなか市平磯町三ツ塚 3551-8

電話 029-262-4158 FAX 029-263-2058

E-mail : suishi@pref.ibaraki.lg.jp

漁業無線局

〒312-0005

茨城県ひたちなか市新光町 51

電話 029-273-7911 FAX 029-270-1480

E-mail : jha@giga.ocn.ne.jp

内水面支場

〒311-3512

茨城県行方市玉造甲 1560 番地

電話 0299-55-0324 FAX 0299-55-1787

E-mail : suishiken2@pref.ibaraki.lg.jp